

## 明治日本における法律学教育の自国語化

吉田 慶子

### Nationalization of Modern Legal Education in Japan

YOSHIDA Keiko

#### 摘要

众所周知，日语现今所使用的一整套“完善的法言法语”是在近代、特别是明治维新以后历经 20 至 30 年官民共同不懈努力的成果。但是对于日本是如何逐渐摆脱外语实现国语授课的详细情况，虽然资料中有零星介绍但是至今并没有专门的研究。

本稿针对明治期近代高等教育中法学教育的国语化问题，通过明治期高等教育的相关历史材料、自传和回忆录等大量史料还原历史，将明治法学教育国语化进程划分为草创期、摸索期和完善期三个阶段，并对各阶段的课堂教学内容、使用语言以及相关情况进行阐述。

キーワード：日本語 近代法律学教育 授業言語 学術概念 翻訳

#### はじめに

金田一（1988）には、諸外国語に比べ「日本では小学校から大学まで、授業を日本語という自国語でやっている」<sup>1)</sup>を日本語の特徴として取り上げ、同じアジアでもまだ完全に自国語で大学の講義ができず、努力している国があるという<sup>2)</sup>。

だが、日本ははじめから日本語で大学教育を行ってきたわけではない。周知のように、現在われわれが用いている近代法概念を表す語彙は、近代、とりわけ明治維新以降 20～30 年かけて築いてきた官民協働の努力の成果である。

<sup>1)</sup> 金田一春彦（1988）春彦『日本語（上）』岩波新書、75 頁。

<sup>2)</sup> 金田一春彦（1988）『日本語（上）』岩波新書、76 頁。

日本には、すでに8世紀初めに「大学」と名付けられたかなりの数の「大学寮」が全国にわたって存在した。しかし、それは中国の律令制度を基に作られた貴族階級の子弟を育成する閉鎖的な官僚養成機関にすぎず、漢学と武芸の教育を中心にしていて藩校であった。幕末期に洋学が導入され、いくつか先駆的な現象がみられたが、本格的な近代教育は明治を待たなければならなかった。

明治維新以降、政府は欧米諸国をモデルとする「富国強兵」、「文明開化」政策の下、西洋の近代知識を伝授する学校をつくることに躍起になって動きだした。しかし、当時において、日本人教師が専門学を教えることも、日本語文献による専門諸学の学習も現実的に不可能であった。そのため、大木喬任文部卿は「①言語を通じさせること、②特定の「実事」についてはその言語を暗記させること、③同じくそれを「伝習」させること」を主眼に置くという考えを示し、そうした教育は外国人教師によるほかはないと断言<sup>3)</sup>した。

それゆえ、明治4年には中央政府所管の諸官庁の雇外国人だけで総数214名、当時の外国人教師の俸給は日本人教師の10倍に近くあったため、国家財政としてはこれら外国人に対する俸給にかなりの財政的犠牲を払うものであった<sup>4)</sup>。

当然、講義は外国語で行われていた。東京医学校ではドイツ人の医学者がドイツ語を通じて医学教育や医療活動が行われ、文系や理系においても英語を中心とした教育が行なわれていた。明治20年(1887)になっても、当時帝国大学でのドイツ語を母語とする教師の雇用契約書には英語を教授言語と記載している資料がある。外国人講師の授業のみならず、帝国大学理学部の山川健次郎、法学部最初の日本人教員井上良一といった留学から帰国した日本人教員でも英語で授業を行っていた。この問題の背後には、日本語自体はまだ「科学叙述」<sup>5)</sup>できるほど成熟していなかったことである。当時の言語状況について次のように回顧しているものがある。

「一番必要なのは法語、術語である、之は経済にしても法律にしても、法語、術語と云ふものはまだ決して居らぬ、何か講釈をするにしても話をするにしても、議論するにしても、色々困難である。勿論色々翻訳書もあるがどうも一定して居らぬ、且又其字義に於いても余り適当とも思わぬ」<sup>6)</sup>

西洋諸国の近代概念を理解したとしても、日本語でそれを説明したり、議論したり、当然講義することもまだ不十分な状態で、訳語が乱立していた状況であった。

<sup>3)</sup> 寺島昌男(2020)『日本近代大学史』東京大学出版会、16頁。

<sup>4)</sup> 重久篤太郎(1990)『明治文化と西洋人』思文閣、30-31頁。

<sup>5)</sup> 沈国威(2021)「言文一致の語彙的基盤について」『関西大学中国学会会紀要』第42号、1-28頁。沈教授は「科学叙述」とは「教室といった空間で、自然・人文科学の知識を講述する教師と耳で聴いて(場合によって目で教科書を追いながら)理解する学生によって構成された言語活動」という。

<sup>6)</sup> 学校法人専修大学(2013)『専修大学史資料集 一五大法律学校の時代』第三巻、68頁。

このような「専門学の授業は外国語特に英語、稀にはドイツ語フランス語で行わざるを得なかったにしても、それらの外国語による授業が実際にどのくらいの範囲で、いつごろまで実施されていたのかは、確定することが難しい」<sup>7)</sup>と専門家が示唆しており、当時の専門教育における言語使用状況についてはまだ不明瞭なことが多い。

本稿は、関連史料、自伝などの関連記載の収集、分析を通じ、近代日本における高等専門教育という法律学分野の自国語化（日本語化）の進む過程について調査を行い、従来必ずしも明らかではなかったこの分野の一側面の解明に役立つことを目的とする。

## 1. 国語か、日本語か

本論に入る前にいくつかの関連用語を明確にしたい。

われわれは日常的に「国語」、「日本語」、「邦語」を区別なく使用していることが多い。『国語大辞典』によれば、「国語」は、

- ①ある一国における共通語または公用語。その国民の主流をなす民族が歴史的に用いてきた言語で、方言を含めてもいう。
- ②特に、日本で、日本の言語。日本語、みくにことば、邦語と同義的に使う。
- ③借用によらない。漢語、外来語に対して、日本固有の語。和語、大和言葉の義。
- ④学校教育の教科の一つ。

という4つの用法に分類される。

また、近代における「国語」の使用について、京極（1996）は詳しい語誌調査を行なっている。それによれば、18世紀後期にある一国の言語という一般的な用法として「国語」が確立され、19世紀後半の幕末から明治初期にかけて定着したとみられる。その頃は、「国語」、「邦語」、「日本語」の三語併用となった。この3つのことばについて、「国語」、「邦語」が日本人同士の「対内的、仲間内的なもの」であり、「日本語」が諸言語の中の日本語の呼称として「対外的に開かれたもの」であるという<sup>8)</sup>。

本稿は当時の資料を中心に扱うため、「国語」、「邦語」を使用せず、英語やフランス語など他の国の言語との対比での意味で「日本語」を用いる。

## 2. 明治期法律学教育における自国語化

前述したように、近代日本において外国語を用いて専門教育を行なっていたことには、短時間で西洋の近代知を移入しようとするやむを得ない事情があった。当然個々の専門分野によって言語使用の状況が異なる。明治期の日本において、法律学の専門教育における自国語（日本語）化を実現するためには、外国語と専門知識を持つ人材

<sup>7)</sup> 寺島昌男（2020）『日本近代大学史』東京大学出版会、51頁。

<sup>8)</sup> 京極興一（1996）『「国語」とは何か』改訂新版、東宛社、25 - 68頁。

の育成、体系的な日本語の専門用語の確立、専門書・外国法の日本語翻訳、そして、政府の法律整備の進展状況などの要素と連動しているため、いずれを抜きにしても語ることはできない。このような総合的な視点にかんがみ、明治法律学教育の初期から自国語（日本語）化が実現するまでの期間をそれぞれの時期の特徴によって、草創期、模索期と整備期にわけて説明する。

## 2.1 草創期（明治初年～明治12年）

当時の日本はまだ西洋諸国の法律学について完全に把握できておらず、法律学に関する教育方法、教育内容、そして教師陣の配置などすべてにおいて空白の状態である中、先駆けて踏み出したのは、司法省の明法寮であった。

明治4年9月27日に明法寮は「蓋シ明法寮ハ主トシテ立法事業ニ従事スルノ旁ラ司法省所属ノ法律問題ニ関シテ指令ヲ草スルコトヲ掌リ、学校ハ法律運用ノ職工ヲ養成スルヲ目的トセリ」<sup>9)</sup>と立法事業の進展に備え、司法機関で近代法を運用できる実務者の養成を目的としてスタートを切った。明治4年8月27日に司法省が大政官へ提出した下記伺がある。

司法省伺 四年八月二十七日

法律ハ西洋各国ニテモ学科中専門之一大業ニシテ穎敏ノオト雖モ詞訟ノ方法刑名ノ權衡ヲ明ニセサレハ司法ノ任ニ当ル能ハス今般御政体御變革相成候上ハ司法ノ官モ諸方ニ分置セラルヘク法律ノ人才許多無之テハ御用忽チ差シ支エ候間本省ニ於テハ法律育方ノ道即今至急ノ件ニ候依之明法寮ヲ建サセラレ法律有志ノ生徒ヲ集メ其成業ヲ集メ追々選挙ヲ以テ諸方ニ分遣スルノ基本ト致度候不然ハ本省ノ事務到底振作ノ目的相立チ不申候間此段御評決奉伺候也

将来の司法制度の拡充に備え、新法を運用できる司法官を育成する構想をもとにして、はじめから外国人教師を雇う構想ではなかったようである。

明法寮の一期生加太邦憲氏の講話に次のものがある<sup>10)</sup>。

箕作麟祥先生が明治四、五年頃専ら仏国五法の翻訳に従事しておられまして意味の分からぬ点は大学南校教頭「フルベッキ」氏に質して居られました。同氏は仏国人でなし又法律学者でもありません。従って往々同氏にも分り兼ねた所がありますので先生も困却せられて遂に自ら仏国に行いて五法を研究せんことを江藤司法卿に乞はれました。所江藤卿は熟考の上答へて「貴公を洋行させては之に代る人が無くて留守申司法省の差支となるから寧ろ仏国より法律家を聘して貴公の質問に答へさせることにしたく思ふ。左れば又一面に於て種々な取調もさせることが出来又生徒を募り之に教授せしむる利益もあるから」と申されました。箕作先生は喜んで之を諾され遂に仏国より「ブスケ」なる者

<sup>9)</sup> 磯部四郎（1913）「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」『法学協会雑誌』第31巻，150頁。

<sup>10)</sup> 加太邦憲（1916）（「司法省学校設立最初半年の状況」『法曹記事』第26巻第7号，85頁。

を雇いまして之が本邦に到着しましたのが明治五年の夏と存じます

同じく、大槻（1907）にも同様な趣旨の記載がある<sup>11)</sup>。

其時分には、今日と違って、法律専門家と云ふ者が、一人もなかった時であるから、分らぬことがあっても、それを尋ねようと云ふ人がいない、困苦して翻訳された、「段々、翻訳を命ぜられる以上は、私は、日本でこれをやることは出来ませぬから、洋行させて下さい」と言はれたさうです、ところが、政府の方では、今、箕作に洋行されて仕舞ったら、誰あって、後の翻訳の出来ようと云ふ人はいないから、洋行をさせることは出来ぬ、と云ふことで、それならば、洋行の代りに西洋から、法律家を雇って来たらよからう、と云ふことになり、「ヂブスケ」に話をして、本国に言って遣り、其周旋で来たのが「ブスケ」と云ふ人で、此人は「フランス」で「アボカ」であったさうです。「アボカ」と云ふのは、日本で云ふと、弁護士と云ふやうなもので、

両者とも触れている「ブスケ」氏は、当時仏蘭西公使館の一等通訳官を務めていた人物として、日本政府が彼との雇用契約書の第8条において「日本法律輯成ノ職掌日本政府法律相談ノ職掌司法省及ヒ学校法律教師ノ職掌等総テ其委任セラレシ職務ニ尽力スベシ」<sup>12)</sup>とあるとおり、法律編纂の協力、法律相談及び法律学の教育などの面において彼に対する期待が大であったと読み取ることができる。

明法寮の設置を強力に推進した当時の司法卿江藤新平は、箕作麟祥によるフランス民法典翻訳事業の進展状況に合わせて、それを日本民法典の原案にしようというよく知られている目的のほか、明法寮の設置を通して「司法にかかる実体・手続き的法制度の定立、司法組織の確立、警察権の掌握と民・刑裁判の司法省への統合の徹底」<sup>13)</sup>という意図も含まれていたと専門家が分析している。

一方、上記ブスケ氏は任務を受け、法学校の設置にあたって「建議書」<sup>14)</sup>を送っていた。この「建議書」は明法寮の法学教育開始の指針とみる重要文書と位置付けられている<sup>15)</sup>が、明法寮の教育内容や言語に関する内容は、整理すると次のとおりである。

・日本の法律学教育はフランス法を教えるべき。フランスの民法、刑法などを教える前に国法、私法の問題、官庁、司法職制、政治などフランスの一般的状況を教育する。

・フランス語でフランス法を学ぶため、至急「仮学校」をつくり、フランス語の授業を早速に始める。生徒を上級、下級に分け、上級にはある程度フランス語を学習した者を入学せしめ、一年間教育する。上級を担当する教師には日本の生徒にフランス語を教えた経験のある者から、練達の人を選んで起用する。下級には、初学者または

<sup>11)</sup> 大槻文彦（1907）『箕作麟祥君伝』丸善、121 - 122頁。

<sup>12)</sup> 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信、11頁。本稿の調査は資料的にこの著書に負うところが大きい。

<sup>13)</sup> 沼正也（1959）「明法寮についての再論」『日本法学』958 - 965頁。

<sup>14)</sup> 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信、156 - 157頁。

<sup>15)</sup> 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信、155 - 159頁。

フランス語学習程度の低い者を入学せしめ、「初年」「後年」と分けて教育する。そして、フランス語の学力不十分の者は、原級にとどめ、法律学の学習に進ませない。総じて、フランス語によるフランス法教育を前提とする趣旨のものであった。

「建議書」はさらに、生徒が卒業後、将来法律学を学ぶことを誓約せしめ、裁判官に登用することを予定して、すべて官費養成とするほか、修了した生徒には、免状を与え、司法省の通訳、あるいは法律学の学習に進ませるなど法曹や法言語の専門家の養成を強く意識したものである。

明治5年(1871)9月に明法寮を設置するにあたって、フランス語修得の準備課程として生徒を募集し、合格者は20名ほどで、ジョルジュ・ブスケ、ギュスターヴ・エミール・ボアソナードを教員に迎え、フランス語による本格的な法学教育の第一歩を踏み出した。第一期生20名の入学者のうち、途中で脱落者が出たり、補欠も行ったりしていたようであるが、うち10名(8年、9年2回に分けて出発)はその後司法省に命じられてフランスへ留学し、研鑽を深めている。

かくして、第一期生はフランス語の特訓を受け、フランス語によるフランス法教育をスタートしたが、明治8年5月4日に明法寮が廃止され、同月に司法省所管の法学校「司法省法学校」が設立され、司法省法学校正則科と名を変更した。

こうして、明法寮が法学生徒20名を入れ、フランス語によるフランス法の教育を開始した時から、明治17年12月に文部省に移管され、東京法学校となり、さらに明治18年9月東京大学法学部に合併されるまで、一貫してフランス語を授業言語とし、フランス法の教授を行なうことに始終した<sup>16)</sup>。前例のないことで、当然教育方法、期間、学習内容、教育に用いる言語、教師陣などすべてにおいて模索しながら進める状態であった。また、明法寮の廃止、合併を繰り返している点から教育機関自体も流動的であったと窺い知ることができる。

## 2.2 模索期(明治12年～明治22年)

明治12年から明治22年2月の明治憲法の公布までの間、刑法、治罪法が公布執行され、その他の諸法律の編纂も始まっているため、法律知識の必要性が社会全体で認識されるようになり、官民ともに日本語による法律学教育という明確な方向性を持ち、それに向けた翻訳、翻訳語の選別、整備など積極的な取り込みがみられる。

前述した司法省法学校は、明治10年に司法制度の整備に伴って急増した法曹への需要をみたすために、「出仕生徒」という2年間の速成法律学教育を始めた。この変則「速成科」はボアソナードが授業を担当し、正則の第一期卒業生の一瀬らが通訳にあたる、二期生からはフランス留学から帰国した正則第一期生磯部四郎らが講師とな

<sup>16)</sup> 天野郁夫(1990)『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、427頁。

り、「日本語を授業用語とする」<sup>17)</sup> 法律学教育を始めた。

この変則「速成科」の第二期生の専門科目、つまり法律学の授業について、「日本民法草案」はボアソナードが講義し、第一期生の加太邦憲、藤林忠良が通訳を務め、「性法」はアッペールが担当、一瀬勇三郎、大島三四郎が通訳している。そのほか「刑事法」、「商法」、「民事訴訟法」、「刑法」などの科目は、それぞれ井上正一、栗塚省吾、岸本辰雄、小倉久が担当していた<sup>18)</sup>。「日本民法草案」以外はまだすべてフランス法を教授している点、そして日本人教員は全員正則科第一期生であった<sup>19)</sup>ことは、これまでの教育成果の表れ、一步前進したと言えよう。

別の資料に一瀬勇三郎の通訳と授業の様子について述べたものがある。「先生（一瀬）は仏人ボアソナード氏の通訳として、日々颯爽たる風姿を講壇に踞はされ、流暢周密なる通訳を以て法律の初歩を学ぶ者にも了解せしめる。その翌年には先生自ら民法証拠篇の講義を担当せられて、其蘊蓄を傾倒せらるゝ所あり。」<sup>20)</sup>

また、ボワソナードの授業について、「邦人教師又ハ外国教師ボワソナードニ通訳ヲ附シテ授業シ又擬律擬判ノ練習ヲモ為サシメ大ニ成功ヲ見」<sup>21)</sup>と模擬法廷も行われていた模様で、「明治七年四月九日から、自然法の講義を始めた。（中略）、生徒であった井上操がそれを筆記し、翻訳したものが「性法講義」として刊行されている。」<sup>22)</sup>などから、明治13年ごろになると、フランス人講師の法学授業を日本語に通訳したり、翻訳できるほど、法学を学ぶ人材が育ち、また日本語を用いて西洋の専門的な学問を語り、書くことはある程度可能になったとみることができる。

当時の授業ノートを調査した資料もある<sup>23)</sup>。筆記ノートは、フランス語、フランス文学については文典、和訳仏訳、作文初歩、会話、書取、必要語集、文学、ラ・フォンテーヌの「警言」合計13冊と、表紙に修身、イラストアール、ジョオグラフィ、レコノミー、ポリテイク、算術、算法、代数、方程式、幾何、博物、物理と記したノート14冊がある。

ノートの文典の一号・二号の大部分は日本語で、他のノートはほとんどすべてフランス語で記され、日本語は部分的に少しまじえている程度であった<sup>24)</sup>という。

一方、明治12年あたりから私立法律学校が頭角を現し始め、私立法律学校を中心

<sup>17)</sup> 天野郁夫（1990）『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、427頁。

<sup>18)</sup> 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信、117頁。

<sup>19)</sup> 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信、117頁。

<sup>20)</sup> 一瀬翁伝記編纂会編（1933）『一瀬勇三郎翁』299頁、第二期生国分三亥の回顧による。

<sup>21)</sup> 加太邦憲（1931）『加太邦憲自歴譜』加太重邦、06頁。

<sup>22)</sup> 利谷信義（1965）「日本資本主義と法学エリート（1）—明治期の法学教育と官僚養成」『師匠』493号、887頁。

<sup>23)</sup> 筆記した鶴丈一郎氏はのちに大審院部長判事となったものである。

<sup>24)</sup> 磯野誠一（1966）「司法省法学校の素描 —明治期法学教育の一資料として」法律時報38(5)、日本評論社、13頁。

とした日本語による法律学の講義が積極的に進められるようになった。

前述したように、それまでの法学専門教育は外国語で行なわれていたため、法学を学ぶ以前に外国語を学ばなければならず、法律志願者が増えても、外国語ができなければ、司法省の法学校や東京大学の法学部に入学できないという現象が起きていた。このような社会的需要にこたえるべく先駆けて動き出したのは、私学の方である。

明治12年(1879)に開設された「慶応義塾夜間法律科」の開校趣旨は明確に「西洋留学卒業の法学士数名と謀て、本塾に法律科講授の席を開く」とし、その規則第一条には、「本科は法律に志する者を教授せんが為め、邦語を以て欧米諸国の法律を講授するものとす」と記し、修業年限を2年とした。

講義科目は、1年目は、英法沿革史、憲法、契約法、海上法、保険法、売買法、雇法、代理法、私曲(不法行為)、刑法。2年目は、羅馬法律、万国公法、万国私法、法理、比較刑法、証拠法、会社法、預ケ物の法(寄託)、為替切手約束手形法、損害、遺言法など、本格的な法学教育である。

この「慶応義塾夜間法律科」はわずか一年で廃校となったが、その後の日本語による法律学教育の胚胎となった。

明治13年8月7日に日本最初の私立法律学校「専修学校」が設立された。専修学校は経済科、法律科を置き、生徒の年齢や入学資格などを定めず、入学試験はなし、日本語をもって教授することが特徴である。

特筆すべきことは、明治15年(1882)10月21日東京専門学校(のちに早稲田大学)開校式での小野梓の演説辞である。その演説の中で、国の独立は、その民が独立でなければならず。民の独立は、その精神の独立によるものである。そして、精神の独立は、「必ず先づ其学問を独立せしめざるを得ず」、学問の独立を確立するためには、日本語でもって専門教育を行うことだと、日本語による専門教育の重要性を訴えたのは、日本語による専門教育の意識変化の一里塚と言えよう。

一方、官立の方は明治10年(1877)に東京大学が設置されたが、足並み揃って積極的に日本語を授業言語として用いる私立法律学の教育機関とは異なり、「東京大学は、大部分の教育を外国人教師に委ねているという点では工部大学校に近く、医学、理学といった分野の専門教育を行っていたという点では江戸時代からの伝統を受けて整っていたものの、専門的な科目教授の中心をほとんど外国人教師に委ねていた。」<sup>25)</sup>。すでに海外留学から帰国している人材や諸機関で育成されている人材がいるが、完全に日本語で専門科目の授業を実現するにはまだほど遠く、そのため帝国大学は「高な語学校」と揶揄されてしまうほどであった。

<sup>25)</sup> 寺崎昌男(2020)『日本近代大学史』東京大学出版会、26頁。



表1 明治期法学教育に使用された主要な言語一覽

授業言語	仏語	英語	日本語					
	官立	官立	私立					
開校時期	明治5年	明治元年	明治12年 12月-13年	明治13年 8月7日	明治14年 1月	明治15年 9月	明治15年 10月3日	明治18年 7月8日
教育機関	明法寮 *明治9年 ～20年変則 「速成科」は 日本語がメ インである	開成学校 (のちに明治 10年4月に 東京帝国大 学) <sup>26)</sup>	慶応義塾 夜間法律 科	専修学校	明治法律 学校開校	東京専門 学校	東京法学 校 <sup>27)</sup>	英吉利法 律学校

これらフランス語、英語と日本語による法学専門教育のほか、少ないながらドイツ語を用いるべきという主張もあった。

明治16年（1883）年4月に、西周は山縣宛に意見書「独逸語ヲ昌盛ナラシムルノ議」を提出し、長期的な転換が大切だと論じた。また、福岡孝弟は「東京大学某学科教授上ニ用フル英語を廢シ邦語ヲ用ヒ字典訳等用書反訳等並ニ独逸學術ヲ採ルノ件上申」として東京大学の教授用語や書籍に関して大政官宛に上申書を提出し、ドイツにおける行政学の発達を称賛し、採用することが日本の将来に大きな安寧をもたらすべく、「教授上用いる英語を排して日本語にし、日本語文献や訳書を除き勉学にはすべてドイツ文献を用いることとし、さらにドイツ人教師を増員し、必要ならば訳官を付ける」と提唱した。

そして、「独逸流になったので独逸語をやらねば分らぬ。私など独逸書を読んでみない。然しそれでは馬鹿にされるから勉強した。独逸文法を一晩で暗記した。独逸語の先生を雇ひ、二三ヶ月で独逸法学を読むことが出来た。独逸学者の松岡康毅などに、俺が講釈してやると言ったら閉口した。私も学校などで講釈する時は大体独逸流であった。」<sup>28)</sup>と実務の方も言語の流れについていくのに必死だったのである。

総じて、明法寮の変則「速成科」は正則第一期生と異なり、外国人講師のフランス語を日本語に通訳し、筆記などを翻訳して行われている記述から、明治13年あたりにはある程度の専門概念、専門的な法律内容に対応する日本語、法学専門用語（確定でなくても）があったと考えられ、初期の教育成果を表し始めていると推測できる。一方で、ボアソナードの講義「法律大意」と「民法草案」を翻訳した第一期生の加太

<sup>26)</sup> 開成学校の流れをくみ、大学東校、大学南校を経て、10年4月総合大学としての東京大学が設けられた際、その一学部として生誕。講義は原則として英語をもって行われた。

<sup>27)</sup> 茂松学舎、講法学舎、東京法学社（のちに2、3の法律学校と合併して法政大学の前身となった）。

<sup>28)</sup> 御厨貴（2007）『平沼騏一郎伝記』ゆまに書房、44頁。

邦憲氏の自伝によると、当時の翻訳は「明治初年ノモノニ係リ意識的ニシテ字句明確ヲ缺キシ所多キ」<sup>29)</sup>とあり、近代法に対応する体系的な法律専門用語の確立にはまだ時間を要したと見て取れる。

明治17年12月に正則科が廃止となり、「司法官養成のみを目的とした明法寮の性格は、司法職務定制によって拡大強化され、司法省の中樞機関となり、法学生の養成は、その任務の一部とされたのである。」<sup>30)</sup>と役目を十分果たしたと言える。同年に創設された東京法学校の校則第1条は、「法学寄宿生徒ハ仏蘭西語ヲ以テ法律学習ヲ専修スルモノトス。」依然としてフランス語で授業を行うことを明記している。当時東京法学校の蔵書に仏書は4,369冊、翻訳書は1,665冊、和書は407冊という状況から日本語専門書の欠如を物語っている。この法学校も明治18年8月14日に東京大学に吸収合併される運びとなった。なお、明治9年から始めた変則「速成科」も明治20年12月に閉鎖し、11年6月の存続期間であった。

この時期は、主に政府、官立・私立教育者による法律専門用語の整備、諸法律の作成、諸外国に留学した人材の帰国、法律用語の専門辞書の編纂などを特徴として挙げることができる。

先に触れた箕作麟祥のナポレオン法典の翻訳は明治3年に初版、明治8年に校正版、明治16年に大幅な修正を経た増訂版が発行されている。これは日本語の法律専門語彙の体系的な確立を意味し、また、同時期には数多くの外国法典が日本語に翻訳され、法律学専門書の翻訳書も多く発行されている。さらに司法省も法律用語の整備に乗り出し<sup>31)</sup>、雇い外国人講師と明法寮の生徒による法律用語辞典<sup>32)</sup>、私立学校の専門用語の翻訳<sup>33)</sup>を勤しみ、専門家も自ら法律用語に関する翻訳語の選定<sup>34)</sup>を積極的に行っている。

## 2.3 整備期（明治22年～）

明治22年大日本帝国憲法の発布以後、各種の法典が続々と公布され、帝国大学はそれまで外国法を教えることを主たる目的とし、日本法は従たる科目であったが、明治23年9月から日本法典を主とする科目に改め、外国法を参考科目として英法、仏法、独法の授業を行うことになり、明治26年に9月からは外国法を兼修科目にして、日本法典中心の科目編成となった。

<sup>29)</sup> 加太邦憲（1931）『加太邦憲自歴譜』加太重邦発行，110頁。

<sup>30)</sup> 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信，12頁。

<sup>31)</sup> 拙稿（2022）「『法律語彙初稿』の語彙と翻訳特徴」『語学教育研究論叢』第39号を参照。

<sup>32)</sup> 『仏和法律字彙』明治19年2月に知新社発行、磯野（1966）によるとアッパール、加納及び助教四人の助力により約二年間かけて完成したものである。

<sup>33)</sup> 詳細につき、専修大学編（1981）『専修大学百年史』を参照されたい。

<sup>34)</sup> 穂積陳重（1984）『法窓夜話』岩波文庫，172 - 173頁。

利谷（1965）によると帝国大学の「法学部のスタッフも、二〇年をほぼ境として日本人教師が充実する反面、外人教師の比重は急速に低下し、二六年以降は、原則として英独仏法について残るにすぎなくなる。」<sup>35)</sup> かくして、明治20年前後には、すでに日本語による法律学の確立とその担い手が現れていると示すものである。

当時の帝国大学法学部の授業言語について、法学部長を務めた穂積陳重氏は次のように記している<sup>36)</sup>。

我輩が明治十四年に東京大学の講師となった時分は、教科は大概外国語を用いておって、或は学生に外国書の教科書を授けてこれに拠って教授したり、或は英語で講義するという有様であった。それ故、邦語で法律学の全部の講述が出来るようになる日が一日も早く来なければならぬということを感じて、先ず法学通論より始めて、年々二科目ずつ邦語の講義を増し、明治二十年の頃に至って、始めて用語も大体定まり、不完全ながら諸科目ともに邦語をもって講義をすることが出来るようになったのであった。

こうして、東京大学は明治14年頃私立学校が盛んに日本語による法律学教育を進めている中、東京大学はおおむね外国語を教授言語、教科書も外国書、講義は英語で行われていた模様で、明治20年頃になって漸く日本語での授業が可能になった。

一方、私立学校の場合、英吉利法律学校（現在の中央大学）は明治22年10月に東京法学院に名を変更、法律学の科目も英法から日本法中心に変更した。明治法律学校（現在の明治大学）は、明治22年9月に仏法中心の学科目を廃して、憲法、刑法等の日本法典を科目に加え、未公布の民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法は、その草案の講義を行うと決定した。和仏法律学校（現在の法政大学）は明治23年3月から明治法律学校の例にならった。日本法律学校（現在の日本大学）は、明治23年3月から開校以来、日本法典だけを講義科目の中心としていた。東京専門法律学校（現在の早稲田大学）は、明治23年頃から逐次日本法典を科目に加え、31年8月、全面的に切り替えた。義塾法律科では、当初の学科目は英法を中心とし、若干の日本法典の講義も行っていた。日本諸法典だけを学修する希望者に別科として日本法律科を設けていた。このような形で明治32年大学部の学制改革、分科制度の廃止まで続いた。

加太邦憲の自伝<sup>37)</sup>には、

因ニ翻訳ニ付当時ノ情況ヲ一言センニ本邦近世ノ文化ハ即チ西洋文明ノ輸入ニシテ万般ノ制度文物ヲ一度ニ輸入スルコトナレバ洋書ノ翻訳急ヲ要シタルモ明治初年ハ洋学者ノ数少キヲ以テ其需要ヲ充タス能ハサリシカ十年前後ニハ洋学者モ増加シ十年前後迄ハ盛ニ翻訳ヲ為シ稍積書モ揃ヒ制度文物皆之ニ依リテ緒ニ就キ進歩発達ノ途ヲ

<sup>35)</sup> 利谷信義（1965）「日本資本主義と法学エリート（1）—明治期の法学教育と官僚養成」『師匠』493号、34頁。

<sup>36)</sup> 穂積陳重（1984）『法窓夜話』岩波文庫、172頁。

<sup>37)</sup> 加太邦憲（1931）『加太邦憲自歴譜』加太重邦発行、110 - 111頁。

開キタリ然レトモ当時ハ其輸入スル事項ニ付未タ見識ナケレハ善悪ノ区分モ立タス無  
暗ニ模倣セントシテ惟レ日モ足ラサルノ有様ナリキ故ニ世人ハ此過渡期ヲ翻訳時代ト  
称シタリ然ルニ二十二年ニハ憲法ノ發布ヲ見学者ハ素ヨリ一般人ノ識見モ次第ニ高マ  
リ来リ政府ヨリ二十三年議會ニ提出セシ民法スラ佛国民法ノ翻訳ニ過キスト云フ非難  
起リテ遂ニ之ヲ改造スルニ至レリ觀ルヘシ一般思想ノ著シク發達シ来リ始メテ西洋ノ  
文物ヲ我カ風俗ハ素ヨリ進歩ノ程度ニ応シテ咀嚼シ得ルニ至レルモノナルヲ

とあり、当時の法学教育における言語的状况、西洋近代法に対する理解の進展を如  
実に語ったものである。

外国法の翻訳から日本近代法の編纂、整備と確立の進展に伴い、法律専門用語も体  
系的に確立していくことにより、日本の法律学専門教育も徐々に教育内容が明確にな  
り、教室言語も外国語から日本語へ移行していった。その過程を下記一覧図にまとめ  
ることができる。

表2 明治法律学教育に用いる言語状況一覧

	期間	授業言語	担当教員	法律専門科目
草創期	明治初期～明治12年	外国語 *一部フランス語 を日本語に通訳	外国人教師	外国法中心
模索期	明治12年～22年	官立：外国語 私立：日本語	外国人教師 日本人	外国法中心 日本法
整備期	明治22年～	日本語	日本人	日本法

### 3. 外国語による法学教育の効果と影響

果たして、明法寮および司法省法学校正則科におけるフランス人講師によるフラン  
ス語で行った講義の成果はいかがなものか。

法学教師のイギリス人グリスビーの報告によると、法学科の生徒たちはよく勉強し、  
試験の評点も満足したもの、各生徒はすでに英国法律、列国交際法（国際公法）の大  
要をほぼ理解して、下の学年も難しい法律領域を学び取る力がある<sup>38)</sup>という趣旨の記  
録が残っている。また、利谷（1965）はボアソナードの講義について「ボアソナード  
の講義からも窺えるように、フランス法の講義と立法草案の講義からなり、学生自身  
が立法作業そのものに大きな協力をしていたもの」<sup>39)</sup>と、明治13年からの民法編纂事

<sup>38)</sup> 寺崎昌男（2020）『日本近代大学史』東京大学出版会、48頁。

<sup>39)</sup> 利谷信義（1965）「日本資本主義と法学エリート（1）—明治期の法学教育と官僚養成」『師匠』  
493号、887頁。

業に第一期生の磯部四郎が翻訳者として参加している<sup>40)</sup>。早い段階から立法に携わっていたと示唆、そして、第一回卒業生熊野敏三などが起草した旧民法身分法第一草案（明治二一年）の内容は「きわめて近代的な性格をもっている」<sup>41)</sup>と高く評価し、「格調の高い近代的感覚は、まことに見事なものであった」<sup>42)</sup>と絶賛している。

また、司法省法学校は明治10年に始めた「出仕生徒」の変則「速成教育」は明治20年までのべ300名近い卒業生を送りだし<sup>43)</sup>、その多くは判事などに登用され、「正則第一期・第二期卒業生が明治・大正にかけて司法部内における枢要な地位につき、きわめて大きな役割を果たしたことは周知の通りであり、このほかすぐれた在野法曹、法律学者、外交官として活躍した者があり」<sup>44)</sup>、と日本法の近代化、実務運用に与えた影響はいわずもがな、「当時訳語未タ一定シ居ラサレハ或ハ漢学者ニ質シ或ハ支那学者ニ計リ千辛万苦ノ末数多ノ新熟語ヲ作り漸クニシテ其目的ヲ達シタリ而シテ其熟語ノ後日民法制定ニ当シテ或ハ採用セラレ或ハ参考トセラレタルハ」<sup>45)</sup>というこの加太氏の証言のように、苦勞して創造した翻訳語が、日本の法言語の近代化に与えた影響は計り知れないものである。

その反面、これまでのフランス語による教育を受けたフランス法派と英語による法学教育を受けた英法派に分かれたことで、明治20年代の半ばの「法典論争」の対立を引き起し、民法・商法両法典の修正、施行の延期まで追い込み、日本法制史の一大事件を引き起こす要因となった。

表3 初期の日本の近代法教育（官立）

フランス法を中心とした流れを汲む	英米法を中心とした流れを汲む
明治4年9月-7年3月 明法寮 明治8年5月4日 明法寮廃止 明治8年5月 司法省所管の法学校、「司法省法学校」を設立、司法省法学校正則科 明治17年12月 正則科廃止、同時に東京法学校創設 明治18年8月14日 東京大学に吸収合併される	明治2年9月 明法科（律令学） 明治3年2月 法科の学則（西洋法律学） 明治7年9月 開成学校に法学科 明治10年4月 東京大学法学部を設置、本格的な組織を持った法学教育がスタート

<sup>40)</sup> 平井一雄・村上一博編（2007）『磯部四郎研究』信山社，7頁

<sup>41)</sup> 利谷信義（1965）「日本資本主義と法学エリート（1）—明治期の法学教育と官僚養成」『師匠』493号，887頁。

<sup>42)</sup> 利谷信義（1965）「日本資本主義と法学エリート（1）—明治期の法学教育と官僚養成」『師匠』493号，887頁。

<sup>43)</sup> 天野郁夫（1990）『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部，436 - 437頁。

<sup>44)</sup> 磯野誠一（1966）「司法省法学校の素描 —明治期法学教育の一資料として」法律時報38(5)，日本評論社，15頁。

<sup>45)</sup> 加太邦憲（1931）『加太邦憲自歴譜』発行者加太重邦，110頁。

明治 19 年 3 月 東京帝国大学法科大学  
 英法、仏法、独法 3 つを揃え  
 明治 23 年 日本法典がメイン、外国法が参考科目へ

\* 注：本図表は手塚（1988）の調査に基づき、筆者が作成したものである。

表 4 初期の日本の近代法教育（私立）

フランス法の流れを汲む	英米法の流れを汲む
<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治 14 年 1 月 明治法律学校（明大）</li> <li>・明治 21 年 10 月 和仏法律学校（法政）、23 年 3 月明治の例に習って全面的に日本法典に切り替える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治 12 年 12 月、13 年に閉校 義塾夜間法律科（専修学校）、明治 20 年大学部に法律科を開設、大学 26 年 6 月、日本法典を中心に変更（25 年末ウイグモア辞任）</li> <li>・明治 15 年 10 月 東京専門学校法律学科（早稲田）、23 年逐次日本法典、31 年 8 月全面的に切り替える</li> <li>・明治 18 年 7 月 英吉利法律学科（中央）、22 年東京法学院に校名変更、日本法を中心に講義を行う</li> </ul>

\* 注：本図表は手塚（1988）の調査に基づき、筆者が作成したものである。

## おわりに

本稿では、近代日本における高等教育の萌芽期における法律学の自国化の歩みについて調査を行い、明治初期から明治 22 年前後の期間をそれぞれの時期の特徴に基づいて草創期、摸索期と整備期と 3 つの段階に分け、各々の時期における法律学専門教育における言語の使用状況、特徴及びその背後にある要因について分析を試みた。

かくして、日本の法律学教育は明治初期に始動し、20 年以上の歳月を費やして漸く授業言語の自国化（日本語）による専門教育を実現したのである。

このように自国化が成功した要因として以下のようなことが挙げられる：①日本語では早くから共通語が普及していたこと、②日本語の造語力（前述の金田一（1988）による分析の通り、明治時代の知識人は漢文の素養をフルに使い、新しい術語を創造すること、そして、法律学の分野においてはさらに外国法の翻訳、近代法の整備、そして官民協働による翻訳語の選定、確立への努力を抜きで語ることにはできない。

この点、中国でも同じような過程を経験している模様、沈国威（2022）では、19 世紀末～20 世紀初頭の中国語では「科学」を語ることができなかった要因を 5 つ取り上げているが、そのうちの「学術用語の未整備、学術用語が厳密に定義できていない」の指摘は、明治初期の日本を彷彿とさせる。

また、日本の法律専門用語の体系的な確立は、明治初年以降の法的発展の段階を如実に投影するものと言える。その背後には、国内的には「学問の自由」、国際的には「学

問の独立」という意識の覚醒が強く働いていたと思われる。

### 参考文献

- 天野郁夫（1990）『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部
- 磯野誠一（1966）「司法省法学校の素描－明治期法学教育の一資料として」法律時報 38(5), 日本評論社, 12-15 頁
- 大槻文彦（1907）『箕作麟祥君伝』丸善
- 加太邦憲（1916）「司法省学校設立最初半ヶ年の状況」『法曹記事』第26巻第7号
- 加太邦憲（1931）『加太邦憲自歴譜』加太重邦発行
- 京極興一（1996）『「国語」とは何か』改訂新版、東宛社
- 金田一春彦（1988）『日本語（上）』岩波新書
- 重久篤太郎（1990）『明治文化と西洋人』思文閣
- 沈国威（2021）「言文一致の語彙的基盤について」『関西大学中国文学会紀要』第42号, 1-28 頁
- 学校法人専修大学編（1981）『専修大学百年史（上巻）』専修大学出版局
- 手塚豊（1988）『明治法学教育史の研究』慶応通信出版
- 寺崎昌男（2020）『日本近代大学史』東京大学出版会
- 御厨貴（2007）『平沼騏一郎伝記』ゆまに書房
- 東京帝国大学編（1932）『東京帝国大学五十年史（上下）』
- 沼正也（1959）「明法寮についての再論」『日本法学』958-965 頁
- 平井一雄・村上一博編（2007）『磯部四郎研究』信山社
- 三宅雪嶺（1991）『大学今昔譚』大空社
- 穂積陳重（1984）『法窓夜話』岩波文庫

### 謝辞

本論文は、2021年東アジア文化交渉学会において行った口頭発表「明治期近代法学教育における授業言語」を基にまとめたものである。発表後、沈国威教授から「日本語による講義の部分に絞って論文にまとめて投稿しなさい」とのメッセージをいただいたが、それが煩雑な校務に疲弊した中、論文を最後まで諦めずに書き上げる力となった。先生からいただいた長年のご指導に心より感謝を申し上げる次第である。また、拙い論文をお読みいただき、有益なコメントやアドバイスをくださった査読の先生にもお礼を申し上げたい。